

「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて（報告案）」に対するパブリックコメントの実施結果について

## I. 概要

環境省において「令和4年度六価クロム化合物の排水基準等の見直しに係る検討会」を設置して検討した結果を踏まえて取りまとめた、「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて（報告案）」について、以下のとおり意見募集を行い、その結果を以下のとおり取りまとめました。

- ・意見募集期間：令和5年3月22日（水）～令和5年4月20日（木）
- ・告知方法：電子政府の窓口（e-Gov）、環境省ホームページ、記者発表
- ・意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の「意見提出フォーム」、郵送

## II. 意見の提出状況

○意見提出者数：6名・団体

	意見提出者数（団体・個人）
事業者団体	2
民間事業者	0
地方自治体	1
市民団体・その他の団体	0
個人	1
不明	2
合計	6

※記載されていた所属を元に分類を行ったものであり、個人の意見か組織の意見かは明らかではない。

## III. お寄せいただいた意見とこれに対する考え方

別紙のとおり

番号	御意見の概要	御意見に対する対応
1	<p>電気めっき業界においては、六価クロムの排水基準強化に向けて、様々な取組みを行っているが、排水処理において課題がある。</p> <p>国においても、事業者が導入可能な排水処理技術について、早期に調査研究・開発を促進し、その実用化・普及に係る資金調達、税制面でのご支援についてもご検討いただきたい。</p> <p>また、排水の実態、操業の状況、適用可能な排水処理技術の動向等を十分にご考慮頂き、暫定排水基準及び暫定期間の設定を要望します。</p> <p style="text-align: right;">(2件)</p>	<p>排水処理技術の調査研究・開発については、専門家から技術的な助言をいただきながら効果的な処理技術の開発を促進するため、関係省庁とも連携して引き続きフォローアップしてまいります。</p> <p>また、今後の暫定排水基準の見直しに当たっては、各特定事業場における排出実態の把握を進めるとともに、排水濃度低減に向けた技術的な検討を進めた上で、必要な検討を行ってまいります。</p>
2	<p>公共用水域の水質汚濁に係る環境基準に係る測定方法と異なり、排水基準及び地下水浸透基準に係る検定方法については、ジフェニルカルバジド吸光光度分析法で検定が困難なものに限り、ICP質量分析法などの適用を認めるという解釈でよいでしょうか。</p> <p>その場合、精度が確認できていればこの限りではない（ジフェニルカルバジド吸光光度分析法で検定可能なものにもICP質量分析法などを適用してよい）のようなただし書きを加えるなどして、限定を弱めていただけないでしょうか。</p> <p>また、ICP質量分析法で問題がある理由についてもお示しいただければと思います。</p>	<p>排水基準及び地下水浸透基準に係る検定方法では、「着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあっては」、規格K0102-3の24.3.3.4のb)の1)から5)までの操作（鉄共沈除去法）による前処理を行ったうえで、ICP質量分析法などを用いることとしています。</p> <p>鉄共沈除去法については、操作に一定の習熟が必要で難易度が高く、操作によっては値のばらつきの要因のひとつとなることが、環境基準見直し時の検証試験において示されています。ICP質量分析法自体に問題があるものではございませんが、前処理となる鉄共沈除去法について、規格にある通り十分な精度の確認が必要です。</p> <p>公定分析法の検討においては、公共用水域や地下水と事業場からの排水における性状の違い等を勘案して、それぞれに適した方法を定めているところです。なお、検定方法の見直しは適宜検討しておりますので、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する対応
3	<p>六価クロムに係る公共用水域の水質測定方法ではフレイム原子吸光法は、精度確認試験の結果、目標とする下限値を担保できないため、測定方法から除かれていたが、排水基準に係る検定方法にフレイム原子吸光法が含まれている。</p> <p>これは排水基準に係る検定方法においては、目標とする下限値を担保できるということか。その場合、目標とする下限値はどの程度のものか。</p>	<p>フレイム原子吸光法については、①JIS で例示されている定量範囲が今回の改正排水基準を超えるものではないこと、②試料の濃縮操作等により定量下限値を下げることも可能であること、③環境省が実施した過去の調査検討業務において複数の水質試料におけるフレイム原子吸光法の定量下限値を確認した結果としても今回の改正排水基準を超えるものではなかったこと、等を総合的に判断し、測定方法としてはフレイム原子吸光法についても含めています。</p> <p>公定分析法の開発においては、原則として基準値または指針値の 1/10 を目標定量下限値として検討を実施しております。排出事業者・計量証明事業者におかれましては、自社における分析装置の定量範囲・定量下限値を十分に確認された上で実施されるようお願いいたします。</p>
4	<p>「令和 4 年度 六価クロム化合物の排水基準等の見直しに係る検討会」の議事録の P23 に処理技術上の課題や分析上の課題があると記載があるが、具体的にはどのような課題があるのか。</p>	<p>めっき業界における六価クロムの処理技術については、排水中の六価クロムを三価クロムに還元し、その後水酸化物として沈澱させることにより理論上は 0.2mg/L 以下まで処理することが可能であるが、他の物質が排水中に存在する影響による再酸化等が起こり、理論通り 0.2mg/L 以下まで処理することができないという課題があるとの認識です。</p> <p>また、六価クロムの分析においては、めっき工場で日常管理では簡易分析法により排水中の六価クロム濃度が排水基準値以下であることを確認している場合があるが、排水を試験室に持ち帰り公定法で分析してみると排水基準値を超えている時がある。酸化剤や還元剤が排水中に残留していると、時間経過とともに六価クロム濃度が変化してしまうという課題があるとの認識です。</p>

番号	御意見の概要	御意見に対する対応
5	8 ページの 4 行目「2012 年」は「2012 年度」の誤記ではないか。 図 1 の横軸の単位は「年度」とある。 (表 2 の米印 1 の 4 行目「2012 年」についても同様。)	御指摘の点について修正いたします。 (図 1, 2 の横軸が「年」となります。)